

改正商品取引所法下における 自主規制規則の整備等に関する意見書

2004年11月19日
日本弁護士連合会

第1 はじめに

商品取引所法（昭和25年法律第239号）の一部を改正する法律は、本年5月12日に公布され、来年5月1日より施行されることとなった。当連合会は、商品先物取引被害の防止及び救済に一貫して取り組み、その観点から、今回の法改正に際しても、より抜本的な制度改革を求める提言をしてきた。

今回の法改正においては、適合性原則や説明義務等が法定化されたり、また、勧誘規制が強化されたりするなど、当連合会の提言の一部が取り入れられたものの、委託者保護、公正な受託業務の確保という観点からはまだ満足のものではない。

委託者保護及び受託業務の公正を確保するためには、各商品取引所及び日本商品先物取引協会（日商協）が改正法の趣旨を正しく反映させる自主規制規則の整備、自主規制機関の強化・充実が不可欠である。今なお商品先物取引に関する苦情・紛争が増加傾向にあることをも考えれば、今回の法改正を機に、委託者保護、受託業務の公正が、受託業務の現場において徹底されなければならない。

そこで以上のような観点から、一般委託者保護のため、自主規制規則の整備等に関し、本意見書を提出する次第である。

第2 自主規制による規制のあり方

- 1 自主規制の内容が法令に違反しないことは言うまでもないが、それに止まらず、委託者保護に関する規定に関して言えば、法令の定める規制よりも厳しい内容の規制、すなわち上乘せ規制を盛り込むことが重要である。
- 2 健全な商品先物取引制度を実現するうえで、自主規制機関のもつ役割は大きい。当連合会は2003年に行った訪米調査を通じて、米国において、自主規制機関であるNFA（全国先物協会）や、各取引所にある委員会等が極めて重要な役割を果たしていることを知った。そして、そこでは、取引の公正を確保するための会員に対する厳しいルールと、ルール違反に対する厳しい制裁がその実効性を担保していたことも確認した。
この点については、我が国における自主規制機関も見習うべきであり、今回の自主規制規則に関しては、かかる観点から提言を行いたい。
- 3 自主規制機関は、徹底した情報開示を行い、違反者に対しては厳しい制裁を課すべきであり、このことが商品先物取引の公正さを確保し、信頼性の向上につながるのである。その点から、自主規制機関は、その情報開示の範囲や内容を毎年拡大する方向で検討すべきである。
- 4 以上の点を踏まえ、各商品取引所、日商協の自主規制について、商品取引所法改正にともない、自主規制に盛り込むべき事項について、具体的に提言する。

第3 取引所における自主規制規則に盛り込むべき事項

- 1 売買仕法について、板寄せ、バイカイ付け出しを廃止し、完全ザラバを実施すべきである。

(理由)

板寄せの売買仕法では、バイカイ付け出しが不可欠であって、これが向かい玉の温床となっていると指摘されている。それにもかかわらず、我が国では、いまだに、東京工業品取引所を除き、板寄せとバイカイ付け出しが行われている。これが行われている限り、我が国の商品先物取引制度に対する根本的な疑念が払拭されることはなく、我が国において商品先物取引の国際化、グローバルスタンダードを語る資格はないと言わざるを得ない。また、ザラバを採用する東京工業品取引所でも、取引開始と終了の際には、板合わせという板寄せ同様の仕法を採用していることは上記の板寄せと同様の弊害が認められるのであり、この点で東京工業品取引所においても完全なザラバを採用しているとは言い難い。米国の取引所では、全てザラバであるが、東京工業品取引所のような取引開始と終了に板合わせを採用しているところはない。ザラバを採用するのであれば、最初から最後まで徹底すべきである。

- 2 向かい玉を禁止し、自己玉は委託玉の10パーセント又は100枚以内とすべきである。

(理由)

取引所での取引が公正に行われているか否かということは、とりわけ、商品取引員において向かい玉を行っているか否かとの点と密接に関連するものである。

向かい玉については、顧客を食い物にするものであって、合理性は全く認められない。そして、自己玉が、純粋なディーリングか向かい玉かの区別はつきにくいのであって、少なくとも、大半の商品取引員が取組高均衡ということは、大半の商品取引員が向かい玉を行っていると推認できるのであって、こうした状況では、商品取引員の自己玉については、かつて行われていた農水省の自己玉規制通達「農産物の商品取引に関する取引方法の改善について」(農林省農林経済局長通達45農経C第1631号)にあるように、向かい玉は、一律禁止し、自己玉は、委託玉の10パーセント以下、又は100枚以内といった、明確な基準を示すべきである。そしてこれを担保するため、商品取引員が取引所に預託する取引証拠金を大幅に引き上げるべきである。

- 3 市場の公正を害する不正な行為を厳しく監視、監督する体制を整備し、市場取引監視委員会の権限強化や不正行為をチェックするソフトの開発等に積極的に取り組むべきである。

(理由)

市場の公正をはかるためには、これを害する不正な行為を厳しく規制しなければならない。そのため、不正行為を日々厳しく監視、監督する体制が整備されていなければならない。

2003年に当連合会が実施した訪米調査において、米国の主要な取引所を訪問・調査した際、各取引所では、市場の公正確保のために各種委員会を設置し、日々、厳しく監視、監督していたことが判明した。

これに対して、我が国では、市場取引監視委員会が存在するものの、積極的に監視する姿勢は見られず、むしろ理事長からの諮問に対する答申を行うだけといった消極的な姿勢に終始しているのであり、このことは極めて遺憾である。

そこで、今後、不正な行為を日々厳しくチェックする体制を整備し、市場取引監視委員会の権限強化やこれをチェックするソフトの開発等に積極的に取り組むべきである。

- 4 法令、自主規制違反には厳しい制裁が課されるべきであり、さらに、会員である商品取引員あるいはこれに所属する外務員が民事訴訟において裁判所から、法令、定款、準則その他の規制違反を認定され、その違法行為に基づく損害賠償を命じられた場合には、これに連動して、取引所も制裁処分を行うべきである。

(理由)

取引所定款によると、会員が「取引の信義に反する行為」(10号)「関係法令若しくは定款、業務規程、受託契約準則その他規則の規程に違反した」場合は、1億円以下の過怠金、若しくは6月以内の取引停止となっており、さらに、これは、会員の使用人が行った場合も会員は責任を負うことになっている。

しかし、取引所において実際に行われている制裁の内容を見ると極めて甘いと言わざるを得ない。例えば、分離保管義務違反でも、取引停止1日間ないしせいぜい5日間程度にすぎない(当連合会消費者問題対策委員会・先物被害白書2002年度版33頁)。したがって、取引所においては、今後はその違反の程度に応じ、厳しい制裁を課すべきである。

さらに、法令、定款、準則違反等の関係で言えば、先物被害に関する訴訟で、会員である商品取引員、あるいはこれに所属する外務員に対して、裁判所から法令違反等で損害賠償が命じられても、これに連動して、取引所が処分をしたという例はない。訴訟で、商品取引員、外務員の違法性が確定しても、取引所が制裁規定に基づき処分しないのは、取引所の監督権限の放棄に等しいものであり、取引所もこれに連動して制裁処分を行うべきである。

- 5 取引所での取引の公正に関連する情報に関しては可能な限り開示すべきであり、弁護士法23条の2による建玉・取組高等の照会があった場合には、適正に回答するよう周知徹底させるべきである。

(理由)

先物被害事件を受任した弁護士が、向かい玉等を立証するために、取引所に対し、弁護士法23条の2に基づき売買枚数調査(建玉、取組高等の照会)を行うことがあるが、最近、一部の取引所では、これに対して回答を拒否する取扱をする動きが見られた。

しかし、情報開示こそが商品先物取引の公正さを確保し、信頼性を向上させるものである。また、従来、取引所は、これらの照会にはずっと回答に応じできたという前例があるのであり、これを拒否すべき合理的な理由は見当たらない。

そこで、取引所は、弁護士会照会による売買枚数調査(建玉、取組高照会等)に対しては、従来どおり回答に応じる旨周知徹底させるべきである。

第4 日本商品先物取引協会(日商協)の 自主規制規則に盛り込むべき事項

- 1 受託業務に関する自主規制規範は受託契約の内容を構成するものとし、その違反は、受託契約上の義務の不履行であること、さらにはその違反行為を行った商品取引員あるいはその所属外務員に損害賠償責任が生じることを明確にすべきである。

(理由)

受託業務に関する自主規制規範は、改正法の趣旨を体現するものであるべきはもちろん、その性質上、広義の勧誘規制の全ての場面において、法令、ガイドライン等による規制を進める「上乘せ基準」であるべきである。

自主規制による商品取引員及びその所属外務員の義務等が遵守されることは、取引の勧誘・受託が適正なものとなるに不可欠の前提である。したがって、委託者保護、受託業務の適正の観点から、自主規制によって商品取引員及びその所属外務員に課せられた義務を、受託契約上の義務とすることが望ましい。

そこで、現行の各取引所が定める受託契約準則と同様、自主規制規範が、受託契約の内容を構成するとし、その違反が、受託契約上の義務の不履行を構成することが明確にされるべきである。

さらに、上記各義務の不履行があった場合には、商品取引員及びその所属外務員に損害賠償責任が生じることを明確にするべきである。

2 適合性原則に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

- (1) 顧客に対する調査事項及びその調査の程度について、自主規制規則に明示すべきである。
- (2) 上記調査事項には、従来規定されていた氏名、住所、連絡先、職業及び職歴、年齢、推定年収及び資産の状況、投資及び先物取引の経験の有無等に加え、先物取引に参加する動機、家族構成、具体的な収入及び資産の量、その用途、保有の目的、負債の有無、その数額、投資的投機的取引の経験がある場合にその期間、投資金額及びその結果、相場判断の基礎となる情報等の入手方法、取引所立会時間帯の就労ないし生活状況等を含めるべきである。
- (3) 顧客の取引に関する理解能力については客観的な方法によって調査・判断がなされるべきであり、日本商品先物取引協会が商品先物取引に関する知識・理解力を判定するためのテストを実施し、その結果を適格性判断の資料とするべきである。
- (4) 適合性原則は、取引継続段階においても検討されなければならないことを明確にし、取引が一定程度拡大し、あるいは、委託資産が一定程度増加した場合には、改めて上記各事項について調査をする義務があることが明示される必要がある。そして、上記の調査の結果、知識経験、理解能力、資産、投資意向、時間的余裕等に照らし、先物取引に適合しない顧客に対しては、その後、先物取引の勧誘をしてはならず、あるいは、取引の受託を止めなければならないことを明示すべきである。とりわけ、借入による資金を原資として取引を行うよう勧誘することの禁止、借入による資金によって取引を行いあるいは行おうとしていることが明らかになった場合におけるその後の勧誘・受託の禁止を明示すべきである。

(理由)

改正商品取引所法 215 条は、適合性原則を正面から規定し、取引員がこれを遵守しなければならないものとした。この改正法の趣旨を全うするためには、自主規制規則において、適合性原則の遵守と、その内実、あるいは当然の前提となる顧客調査義務について、十分な定めが置かれる必要がある。

従前から、自主規制規則において、氏名、住所、連絡先、職業及び職歴、年齢、推定年収及び資産の状況、投資及び先物取引の経験の有無等に関し、顧客カードへの記載が定められているが（日商協・受託等業務に関する規則 3 条 2 項、受託業務管理規則の制定に係るガイドライン 2（2））実際には、この記載に関し、顧客への十分な調査義務が尽くされているとはいえないのが現状である。

そこで、調査義務が十分に尽くされるためには、調査事項及びその程度について、自主規制規則に明示する必要がある。そこで、上記に加え、(2) で掲げた事項も調査事項に含めるべきである。

顧客の取引に関する理解能力についても、客観的な方法によって調査・判断がなされるべきである。そのため、(3) にあるように、日商協が商品先物取引に関する知識・理解力を判定するた

めのテストを実施し、その結果を適格性判断の資料とすべきである。

そして、適合性原則は、具体的取引との関係においても問題となり、取引の内容によっては、取引継続中に適格を失うこともあるのである。そこで、(4)で掲げたことが明示されるべきである。

3 勧誘に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

- (1)取引を希望しない消費者に対する訪問・電話勧誘を禁止すべきである。
- (2)「商品取引員所属の外務員は、取引の勧誘に先立って商品先物取引の勧誘であることを明確に告げられた者が、ファックス等の文書によって、商品先物取引の勧誘を受けても良い旨の意思表示した場合に限り、勧誘を開始することができる。」とのルールを作るべきである。
- (3)「一度勧誘を了承した者が、勧誘を拒否した場合に商品取引員所属の外務員は、勧誘を継続できない。」ことも明示すべきである。
- (4)「勧誘に先立って意思確認をする」との自主規制を遵守したことについては、商品取引員に、その意思確認に関する録音記録の作成とその保存、被勧誘者からその開示を求められた場合の開示をそれぞれ義務付けさせるべきである。

(理由)

電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクについて理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルが頻発していることに鑑みると、商品先物取引については、取引を希望しない消費者に対する訪問・電話勧誘を禁止すべきである。英国では、価格変動の激しい商品について、顧客の要求に基づかない電話・訪問勧誘を禁止しているが、わが国においても同様の規制を導入すべきである。

そして、その実効性を確保するためには、これに違反した勧誘によって取引の委託が行われた場合には、被勧誘者は、取引委託の意思を撤回することができ、取引員は、撤回された取引が、被勧誘者の計算に属することを主張し得ないものとするべきである。

また、改正商品取引所法は、取引の勧誘に先立って、先物取引の勧誘をしてよいかを問わなければならない旨規定したが、この趣旨を全うするためには、(2)で掲げたルールを作るべきである。

一度勧誘を了承した者が、勧誘を拒否した場合には、取引員外務員が、勧誘を継続できないものとすることは当然であり、これについても明示すべきである。

さらに、委託者の真意を反映しない文書が作成されることがある現状において、法の趣旨を全うするために、(4)で掲げたことが義務付けられるべきである。

4 広告に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

- (1)商品先物取引の広告に際しては、「商品先物取引は、極めて投機性の高い取引です。」「相場変動・手数料負担等によって、多額の損失を被る危険性が大きい取引です。」「預託した委託証拠金を超える損失が生じる危険性があります。」「商品先物取引を理解するに足る経済知識のない人、投機取引の経験のない人、投機性に耐え得る余裕資金・収入のない人には勧められません。」旨の文言を、大きなポイントで、読者にとってわかり易い位置に警告表示させるべきである。
- (2)「投資」「資産運用」など、商品先物取引の投機性に関し誤解を招くおそれがある文言を広告において使用することを禁止すべきである。
- (3)商品先物取引を勧誘する目的で、商品先物取引以外の現物取引、投資関連資料の送付、経済講演等を広告する、いわゆる「おとり広告」は、禁止すべきである。

(理由)

商品先物取引の広告をする場合には、従来は、商品先物取引の危険性に関する記載があっても、その記載は、危険性の記載として読者にわかりにくかったり、その文字が小さく、かつその記載位置も読者にとってわかりにくい位置にあって、読者が気づかないことも少なくなかった。そのため、(1)のような規制を盛り込むべきである。

他方、「投資」「資産運用」等という文言は、商品先物取引の投機性に関し誤解を招くおそれが極めて大きいので、広告においてこのような文言を使用することを禁止すべきである。

また、(3)で掲げたいわゆる「おとり広告」は、商品先物取引のような高度の危険性のある取引をする積極的な意思がなく、むしろ、貯蓄的金融商品の取引を望んでいる者に対して商品先物取引を勧誘する端緒となっていることから、禁止するべきである。

5 説明義務に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

- (1) 取引の適合性、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供、無断売買・一任売買、両建、頻繁売買、向かい玉、無敷・薄敷、利乗せ満玉、仕切り拒否等の禁止行為について、委託者に理解しやすく表現された説明資料を用意し、これに基づいて委託者が理解するように説明する義務を商品取引員に課すべきである。
- (2) 上記各事項を記載した事前交付書面については、少なくとも、受託契約締結の1週間前までに交付することを義務付けるべきである。
- (3) 委託者に対する説明義務は、取引継続中は存続するものであって、委託者側に理解不十分な点や誤解が認められる場合には、取引員外務員はさらに十分な説明を尽くし、誤解を正す義務があることが明記されるべきである。

(理由)

当初の勧誘時、取引継続中、手仕舞いの各段階において取引員側に禁止されている不当勧誘の諸類型については、委託者に対して、その禁止される理由を含めて特に十分な説明を加えて理解を得ることが必要である。そこで、(1)に挙げた各禁止行為について、委託者に理解しやすく表現された説明資料を用意し、これに基づいて委託者が理解するように説明する義務を商品取引員に課すべきである。

このうち、取引の適合性に関しては、取引は必ず自己資金、かつ余裕資金の一部の範囲内で行うべきこと、勧誘時に各種アンケートが行われる趣旨は、商品先物取引が投機性の高い取引であることから、取引を行うことについての適合性の有無を判断する必要があり、その適合性判断の資料とするためであること、各種アンケートには必ず正確な内容を記載すべきであり、担当外務員が真実と異なる記述を指示した場合にも、これに従ってはならないこと、投資経験が全くない等、知識・経験を欠く場合には商品先物取引の危険性から慎重に検討すべきこと、等について説明すべき義務を商品取引員に課すべきである。

また、断定的判断の提供に関しては、担当外務員が、「現在の相場では予測が外れることはない」と請合った場合でも、確実な相場予測などというものは有り得ないことを明確に説明すべき義務を課すべきである。

両建、頻繁売買に関しては、「直し」「途転」「日計り」「両建」「手数料不抜け」の5種類の特定売買類型は、原則的に不合理な取引方法であること、どのような建玉・仕切りがこれに該当するのか、何故それが原則不合理であるのか等について、委託者に理解できるような平易な表現で、明確に説明すべき義務を課すべきである。特に、「両建」については、手数料が2倍かかること、売りと買いの両方の外し方が難しいこと、限月違いの両建も同限月と基本的に同じことであり、むしろ一時的な損失固定の保証さえもないこと、等について判り易いような形

で説明すべきである。

向かい玉に関しては、当該取引員が同一銘柄の自己玉を建てることのあること、その場合には、両者の利害が相反することを、平易な表現で説明すべき義務を課すべきである。

利乗せ満玉に関しては、たとえ一時的に計算上の利益が出て、それを新たな証拠金にして建玉を増やして行けば、相場が逆転した場合に多大な損失を蒙る危険があることを、判り易く説明すべき義務を課すべきである。

上記各事項を記載した事前交付書面については、委託者が取引開始前に熟読して、その内容を十分に吟味する機会を与えるために、少なくとも、受託契約締結の1週間前までに交付することを義務付けるべきである。

委託者に対する説明義務は、取引継続中は存続するものであって、委託者側に理解不十分な点や誤解が認められる場合には、取引員外務員はさらに十分な説明を尽くし、誤解を正す義務があることが明記されるべきである。

6 熟慮期間の設定、遵守

受託契約締結後、少なくとも14日間の熟慮期間を設け、14日間経過前に受託してはならないとすべきである。

(理由)

先物取引は、十分な理解能力を持つ者であっても、その仕組みについて、外務員の説明を受けるのみで、取引をするに足りる程度に理解しうるものでないことは明らかである。

受託契約締結後、少なくとも14日間の熟慮期間を設け、14日間経過前に受託してはならないとすべきである。

7 新規委託者保護育成措置に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

(1) 新規に商品先物取引を行う者に対しては、最低3か月以上の習熟期間を設定し、この間の受託可能取引数量を、一時点の取引について、取引単位で20枚とすべきである。そして、上記建玉制限を解除しうる例外的要件を定めることは許されないものとしなければならない。

(2) 上記習熟期間中は、取引によって生じた益金は、その都度清算し、現実に委託者に返還させるものとし、証拠金への振り替えを禁止すべきである。

(3) 習熟期間中における特定売買の勧誘は禁止すべきである。

(理由)

新規委託者を保護し、育成させることは商品先物取引が国民経済において正常な機能を果たしうる不可欠の前提である。新規に商品先物取引を行う者に対しては、最低3か月以上の習熟期間を設定し、この間の受託可能取引数量を相当程度に限定させるべきである。限定される取引量は、一時点の取引について、取引単位で20枚が相当である。金額での規制は、追証への対処等に問題が生じ、現実的でない。

新規委託者保護育成措置の趣旨、及び、各商品取引員において現在定めている受託業務管理規則等において例外措置が広く認められ、新規委託者に対する受託規制がほとんど実効性を有しない現状に照らし、建玉制限を解除しうる例外的要件を定めることは許されないものとしなければならない。

また、新規委託者保護育成措置の趣旨が、新規委託者に先物取引による損益の発生を体験的に習得させ、不測の損害を被らせない様にするところにあることに照らし、取引によって生じた益金は、その都度清算し、現実に委託者に返還させることを必要とするべきである。

さらに、新規委託者保護のための習熟期間中における特定売買の勧誘は禁止すべきである。特

定売買と呼ばれる取引手法（「直し」、「途転」、「日計り」、「両建」、「手数料不抜け」）については、少なくとも、委託者に経済的メリットを生じさせないことが少なくないこと、頻繁に繰り返すことにより、手数料稼ぎの手法として悪用されることがしばしばある。改正法に対する両議院の付帯決議も、「その悪用については厳正に対処すること」を求めている。両建以外の特定売買は、両建と異なり、その時期、売買価格、相場の騰落状況によっては、委託者の利益になることもないではないことから、その勧誘を一律に禁止することは相当でないとしても、徒な取引の拡大とそれによる不測の損害の発生から新規委託者を保護するべきであるという、上記新規委託者保護育成措置の趣旨に照らし、新規委託者保護の習熟間中は、いわゆる特定売買をすることを勧誘してはならないものとするべきである。

8 両建勧誘禁止に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

- (1) 両建勧誘に関し、「限月及び枚数の異同にかかわらず、売買双方の建玉を同時に保有することを勧誘してはならない」ことを明示すべきである。
- (2) 限月を異ならせてする両建を勧誘する場合には、委託者に対して、限月を異ならせてする両建を選択する理由について、書面で明らかにすることを規定すべきである。

（理由）

改正商品取引所法は、法律によって、同一限月同一枚数の両建を勧誘することを禁止した。この趣旨は、「損失をとりあえず固定するため」には、同一枚数同一限月の両建てが最もよくその効用を発揮するのであるから、法律は、「損失をとりあえず固定するため」と称してされる両建勧誘が、経済的合理性を欠くことを今更ながらに確認し、その勧誘を禁止したものであると解釈できる。したがって、限月が異なる場合にも、「とりあえずの損失の固定」の趣旨で両建を勧誘することが許されないことは当然である。

しかしながら、現時点では、「損失をとりあえず固定する」ためであるにもかかわらず、「同一限月の両建」となることを避けるため、あえてその必要もないのに限月を異ならせる両建勧誘が極めて頻繁に行われている。このような取引の勧誘が、改正商品取引所法ないしその趣旨及び改正法に対する両議院の付帯決議ないしその趣旨に違反するものであることを確認し、その脱法的取引勧誘を排除することは、極めて重要である。

そして、そのような勧誘がなされなかったことを取引員において証明させるため、委託者に対して、限月を異ならせてする両建を選択する理由について、書面で明らかにさせることを求めなければならないものとするべきである。

9 いわゆる無意味な反復売買（コロガシ）に関して自主規制規則に盛り込むべき事項

「委託者の十分な理解が得られないまま顧客の計算で過度の売買取引を執行する行為の禁止」のルールと、日商協によるその監視・監督方法、制裁等による実効性確保の方策を、自主規制規則において明定すべきである。

（理由）

無意味な反復売買に関しては、従来から、全国商品取引所連合会の策定にかかる新・旧取引所指示事項の上でも、新指示事項などで禁止されてきた。更に、周知のとおり、行政通達としても、いわゆる農水チェックシステム並びに通産MMTは、特定売買比率・手数料化率・売買回転率の3指標による監督・指導の体制を設けていた。これらは、1998年の商品取引所法の改正を機に明文としては廃止された形とはなっているが（但し、両建を除く）、この過当取引ないしコロガシの問題は、向かい玉と並んで取引員・外務員側によって最も頻繁に用いられる客殺し手法で

あって、委託者との間の紛争を頻発させる主因とも位置付けることができる。そのため、多くの裁判例の上では、商品先物被害の核心的違法要素として原告被害者側から主張され、判決理由中においても、上記チェックシステムの3指標を客観的メルクマールとして、取引員側の違法性を認定する事案は多数にのぼっていることから、現在でもその規範性は失われていないどころか、日商協としても、先物業界全体の健全化と信用の回復のために、上記過当取引の観点からの自主規制強化をすることが益々必要とされていることは明らかである。

規制の在り方としては、日商協が、会員各社より、各社毎における全委託者の前記3指標（特定売買比率・手数料化率・月間平均売買回数）の各平均数値についての報告を受け、その数値を日商協が現在実施しているホームページにおける各会員の情報開示の一内容に含めること、個別委託者の情報についても、日商協への苦情申立または民事訴訟の提起等により紛争が顕在化した場合には、上記数値を含めた具体的事情について報告聴取を求め、事案として悪質と評価される場合には当該取引員に対する制裁権限を設ける等の措置を検討すべきである。

10 あっせん・調停手続の充実等

- (1) あっせん・調停の手続については、委員の大幅増員を含む早期の体制整備による改善を図るべきである。
- (2) あっせん・調停の手続において、商品取引員に取引に関する資料の提出を義務づけるべきである。
- (3) 上記あっせん・調停の申立によって制裁権限の発動の端緒を得た場合には、取引員に対して十分な情報の開示を求めて、自ら取引員外務員の勧誘・受託行為に法令・自主規制違反がないかどうかを調査し、積極的に制裁権限を発動すると共に、調査結果を、あっせん・調停手続きの資料とするべきである。
- (4) 苦情処理、制裁権限の発動を求めた当事者に対して当該処理の顛末を報告することを義務づけるべきである。

11 外務員の登録等について

- (1) 法令・自主規制等に違反したことが明確になった外務員に対しては、速やかな登録取消・抹消が行われると共に、一定の年限、再度の登録を認めない等の措置が検討されるべきである。
- (2) 登録外務員の過去の違反行為については、取引員に対する制裁と同様、日商協によって公示される必要がある。
- (3) 先物被害訴訟提起の際の訴状送達先の確認の便宜等のために、各外務員の住所・外務員としての経歴・過去の処分歴等については、各取引員が弁護士法23条の2照会、裁判所の調査囑託等に対して回答すべきことが義務付けられるべきである。

12 その他情報開示

日商協は、適正な情報開示のため、日商協のあっせん調停手続きについては申出日を、訴訟事件については事件番号を、各会員に公表させるよう義務付けるべきである。また、公表事実が真実でないことが明らかになった場合には、日商協は当該会員に対し、一定の制裁を課すべきである。